

令和2年度「特殊勤務手当の特例措置について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和2年5月20日 1回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
特殊勤務手当の特例措置について	特殊勤務手当のうち感染症防疫作業手当に係る特例措置を設ける。 新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために、緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合、日額3,000円を支給する。ただし、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に従事した場合には、日額4,000円とする。	提示を受諾する。	市の提案どおりとする。